

4. 提出方法等

- (1) 応募希望者は、「2. 応募資格(7) 募集方法」に則った提示金額を、平成26年3月31日(月)午後1時(必着)までに下記まで郵送または持参してください。
- 〒697-0492 島根県浜田市旭町丸原380番15
島根あさひ社会復帰促進センター 副総括業務責任者 岩本 隆
TEL 0855-45-8171 (内線3012)
- (2) 提示された金額の変更又は取消しをすることはできません。
- (3) 応募希望者は、平成26年3月25日(火)午後5時までに「3. 応募資格(1)、(2)」の資格証明書の写しと、「3. 応募資格(3)」に該当する者であることを示す緊急時体制(書式は任意)を、「4. 提出方法等(1)」に提出してください。(郵送も可)なお、「3. 応募資格(2)」の資格証明書の写しと「3. 応募資格(3)」に該当する者であることを示す緊急時体制(書式は任意)を前月までに提出していて、それらの内容に変更がない者は、それらについて今回の提出は省略することができます。
- (4) 無効等
- (ア) 本応募説明書に示した応募資格のない者、応募条件に違反した者又は応募者に求められる義務を履行しなかった者が提示した金額は無効とします。
- (イ) 応募者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、公正に執行することができない状態にあると認められるときは、本募集を延期、または取り止めることがあります。
- (5) 供給業者の決定
- (ア) 供給業者は、最低価格を提示した者とします。
- (イ) 決定した供給業者には、平成26年3月31日(月)午後5時までにその旨を電話にてお知らせします。また、同日以降、島根あさひ社会復帰促進センターのホームページ上で供給業者を公表します。
- (ウ) 同一の最低価格を提示した者が2人以上あるときは、SSJ株式会社において、くじ引きによる厳正な抽選を実施し、供給業者を決定します。

5. 問い合わせ先

「4. 提出方法等(1)」を参照ください。

以 上